

## 第186回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 令和5年11月17日(金)13時30分～14時15分

2 場 所 カレッジプラザ大講義室

### 3 議事案件等

(1) 議案第1号 横手都市計画道路の変更について

### 4 出欠の状況

(1) 出席委員(14人)

山口邦雄、佐々木吉秋、ヨンキムフオンロザリン、進藤政弘、木元慎一、  
谷川原郁子、相沢陽子、東北地方整備局長代理 松原寛、  
東北運輸局長代理 佐々木敏、東北農政局長代理 藤田正人(リモート)、  
秋田県警察本部長代理 阿部展久、児玉政明、三浦茂人、遠藤政勝

(2) 欠席委員(2人)

田口知明、高橋武浩

### 5 議事の概要等

(1) 資料確認、あいさつ、会長及び会長代理の選任

#### 佐藤幹事

定刻となりましたので、ただ今から秋田県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日は、「配席図」、両面の「委員名簿・幹事名簿・説明者名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」、「配付資料 第186回秋田県都市計画審議会(議案第1号)」をお配りしております。

議案書については、事前に紙媒体での受領を希望された方には、あらかじめ郵送の上、本日の御持参をお願いしておりました。事前受領された方で、本日お持ちでない場合は、挙手によりお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、秋田県建設部部長の川辺から御挨拶申し上げます。

#### 川辺幹事

秋田県建設部部長の川辺でございます。開会に先立ちまして私の方から一言御挨拶申し上げます。

本日は御多用にもかかわらず、またお足元の悪い中、第186回秋田県都市計画審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃より本県の建設行政の推進について格別の御尽力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、近年災害が激甚化・頻発化しておりますが、秋田県においても、昨年度に引き続き今年度、災害が発生いたしました。

特に秋田市、五城目町、能代市などにおきましては、河川の外水氾濫に加え内水氾濫が発生し、多くの家屋に被害が発生いたしました。

県では応急復旧に迅速に着手したほか、被災された皆様に対しては、県営住宅の一時使用やリフォーム事業の予算の拡大等により、早期の生活再建支援に取り組んでいるところでございます。

また、様々な関係団体でハードソフト一体となった流域治水の取り組みをするということで、この11月10日に水災害対策プロジェクトという案を取りまとめまして、例えば太平川であれば河川改修をするなり、秋田市においては内水氾濫を防ぐために雨水貯留機能を持たせる施設を設置するとか、そういう案を提示させていただきました。

皆様の御意見等を踏まえながら、県民の安全安心を確保するために取り組んでまいりますので、引き続き御指導賜りますようお願い申し上げます。

また一方で、都市計画行政につきましては、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、市町村による立地適正化計画の策定の支援や、都市内交通の円滑化に向けた街路等の整備を進めているところでございます。

こういった取り組みを進めながら、県の「新秋田元気創造プラン」における「変革する時代に対応した地域社会の構築」を目指してまいりたいと考えてございます。

さて、本日御審議いただくのは、横手都市計画道路杉沢八王寺線、いわゆる国道13号についてでございます。

当路線は福島市から山形県、県南の内陸部を経て県都秋田市に至る、広域的な交流の促進や産業の活性化を図る主要幹線道路でありまして、交通環境等をより向上させるため今回計画を変更することとしています。

皆様におかれましては、専門的なお立場から忌たんのない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤幹事**

続きまして、秋田県建設部都市計画課長の高野から、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介します。

#### **高野幹事**

都市計画課長の高野と申します。前回、昨年12月に行われた都市計画審議会から委員の変更がありましたので、新しく就任された委員の皆様について御紹介します。

東北運輸局長の石谷俊史委員です。

本日は代理として、秋田運輸支局の佐々木敏支局長に御出席いただいております。

#### **佐々木東北運輸局長代理委員**

よろしくお願い致します。

#### **高野幹事**

東北農政局長の前島明成委員です。

本日は代理として、東北農政局農村振興部 農村計画課の藤田正人課長にリモートで御出席いただいております。

#### **藤田東北農政局長代理委員**

よろしくお願い致します。

#### **高野幹事**

次に県議会議員の委員ですが、児玉政明委員です。

#### **児玉委員**

よろしくお願い致します。

#### **高野幹事**

高橋武浩委員です。高橋委員は本日、所用で欠席となっております。

三浦茂人委員です。

**三浦委員**

よろしく申し上げます。

**高野幹事**

次に、市町村議会議長代表委員ですが、秋田県町村議会議長会会長の遠藤政勝委員です。

**遠藤委員**

よろしく申し上げます。

**高野幹事**

以上となります。

**佐藤幹事**

それでは審議に入りたいと思いますが、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることを御報告いたします。

本日御審議いただきたい案件は、「議案第1号 横手都市計画道路の変更について」の1件となっております。

以後の進行は議長である山口会長をお願いいたします。

ここで説明の都合もありますので、席の配置替えをさせていただきます。

**(2) 開会、議案署名人指名**

**山口会長**

皆さんこんにちは。ただいまから第186回になる秋田県の都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づきまして、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

今回の議事録署名委員は、遠藤委員と谷川原委員をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

**遠藤委員、谷川原委員**

はい。

**山口会長**

よろしく申し上げます。

**(3) 報告事項**

**山口会長**

続きまして、前回の付議議案の処理状況について、事務局から報告をお願いします。

**佐藤幹事**

報告いたします。議案書の資料を表紙から2枚めくっていただきますと、前回の審議会において議決していただいた議案の処理状況を記載しております。

「令和4年度 議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号 建築基準法第51条ただし書に基づく建築物の敷地の位置の許可について」ですが、都市計画においてその位置が決定していない産業廃棄物処理施設等については、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合に建築等ができることとされていることから、本審議会に付議したものです。

本審議会での答申を受けまして、議案第3号については、令和5年1月6日付けで秋田県知事から、議案第4号、議案第5号及び議案第6号については、令和5年1月17日付けで秋田市長から、許可されております。

以上です。

#### 山口会長

はいありがとうございました。

ただいまの報告につきまして何か御質問等ございますか。いいでしょうか。

それでは議案の審議に入ります。

「議案第1号 横手都市計画道路の変更について」事務局から説明してください。

### (4) 議案第1号 横手都市計画道路の変更について

#### 鈴木幹事

都市計画課の鈴木です。本日は15分ほどの説明時間になりますが、よろしくお願ひします。

本日は横手都市計画道路の変更について説明します。

変更する路線は、3・3・101号の杉沢八王子線です。

スライド3枚目は議案書表紙です。

スライド4枚目は議案書の2ページから3ページと同じ内容です。

左側に変更後の諸元と理由を記載しています。右側は諸元の変更部分を赤字で示しています。

今回は、終点を変更することに伴い、路線名や主な経過地、延長、代表幅員を変更します。その詳細について説明します。

5枚目のスライドを御覧ください。これから、この3項目について説明します。

6枚目のスライドを御覧ください。こちらのスライドは位置図です。

当該案件となる都市計画道路杉沢八王子線は、黄色の引き出し線で示しており、線の端にある丸い形状が道路起点、矢印は終点を表しています。

詳細については後ほど御説明しますが、現決定は、国道13号と国道107号が交差する安田交差点から安本入口交差点に至る4車線、代表幅員28m、延長約6,070mの幹線街路です。

当該路線は、昭和43年に告示され、3回の都市計画変更を経て、現在の計画となっています。

都市計画変更区間は、赤線で引き出した石町交差点から北側へ約6kmの区間であり、現道拡幅区間とバイパス区間で構成されています。

7枚目のスライドを御覧ください。こちらのスライドからは都市計画での位置づけについて説明します。

横手都市計画区域マスタープランでは、国道13号を大曲広域都市圏や湯沢広域都市圏等との広域交流・連携を実現する南北軸として配置し、広域的主要幹線道路に位置づけ、交通処理機能の強化と広域都市圏内外の交通の円滑化を図っています。

8枚目のスライドを御覧ください。横手市の都市計画マスタープランでは、国道13号は広域連携軸としての機能確保に努めるとされ、杉沢八王子線は計画中の都市計画道路と位置づけられています。

9枚目のスライドを御覧ください。こちらのスライドからは都市計画変更の必要性について説明します。

国道13号は、福島県福島市を起点に山形県内主要都市、秋田県横手市等を経由し秋田市に至る延長約386kmの直轄国道です。

このうち、都市計画変更区間は、横手バイパスの終点部から美郷町境付近までの延長約6kmの現況2車線区間です。

10枚目のスライドを御覧ください。走行の快適性について説明します。

都市計画変更区間の起点である石町交差点や、現在の都市計画道路の終点である安本入口交差点の主要渋滞箇所周辺では、通常期・冬期ともに速度低下が発生し、都市計画変更区間に平行する秋田自動車道が通行止めになると、更に速度が低下します。

冬期は堆雪による幅員狭小で、車両のすれ違いや歩道の歩行が困難となり、冬期の安全で安定した走行環境や歩行環境の確保が課題となっています。

11枚目のスライドを御覧ください。安全性について説明します。

都市計画変更区間では主要渋滞箇所などの交差点で事故が多く発生しており、混雑に起因する追突事故の発生割合が高い状況です。

死傷事故率は交差点で特に高く、単路でも沿線企業の出入部等で県内直轄国道平均よりも高く、安全性の確保が課題です。

12枚目のスライドを御覧ください。物流ルートについて説明します。

秋田県の輸送用機械器具製品の製造品出荷額は横手市が約7割を占め、新設増設企業も増加傾向で、そのうち約4割が自動車関連企業です。

県内の自動車関連企業は、県外の大手自動車企業へ連携して部品を製造・納品する新たな取組を始め部品の需要が高まっていますが、堆雪による速度低下によって納品納入遅れが発生する等、定時性の確保が課題です。

13枚目のスライドを御覧ください。救急搬送について説明します。

対象地域の核となる平鹿総合病院への都市計画変更区間を利用した搬送は約8割と高く、美郷町仙南地区では冬期の利用割合が約1.4倍に増加します。

冬期は堆雪による幅員狭小や渋滞で追越しが困難となることから、通常期に比べ約1.5倍の救急搬送時間が必要となり、安定性及び速達性の確保が課題です。

14枚目のスライドを御覧ください。こちらのスライドからは都市計画変更の内容について説明します。

都市計画道路杉沢八王子線を3枚に分割して説明します。

こちらは起点側です。杉沢八王子線の起点は横手市安田字ブンナ沢の安田交差点です。婦気交差点までは2車線で婦気交差点から終点側が4車線です。石町交差点までは現決定から変更ありません。石町交差点から大仙側が今回の変更区間です。

15枚目のスライドを御覧ください。こちらは中央区間です。

現在の都市計画道路について、横手市八幡の石町交差点から現在の都市計画道路の終点である安本入口交差点までは、4車線で幅員22m、延長2,610mです。

現在の終点の道路の左側の字名は横手市安本字南御所野、右側の字名は杉沢字中杉沢です。今回の変更で、終点を次のスライドの榊柳交差点まで延伸し、4車線で幅員25.75m、延長5,940mとします。

また、石町交差点から次のスライドの三貫堰交差点までは現道拡幅区間とします。

16枚目のスライドを御覧ください。こちらは終点側です。

先ほどのスライドで申しましたように、三貫堰交差点までは現道拡幅区間です。三貫堰交差点から変更後の都市計画道路の終点である美郷町金沢字榊柳の榊柳交差点まではバイパス区間です。

17枚目のスライドを御覧ください。幅員構成について説明します。

都市計画変更区間の変更後の幅員は25.75mです。内訳は車線が3.25m、路肩が2m、中央帯が1.75m、自転車歩行者道が3.5mです。

変更前と比較すると中央帯と路肩が広がります。

中央帯については、都市部の規定値から地方部の規定値に変更したことによりです。

路肩については、道路除雪した雪を一時的に寄せておく堆雪幅を確保したことによりです。

18枚目のスライドを御覧ください。都市計画決定手続きのスケジュールについて説明します。

これまでに図にオレンジ色でお示しする説明会、緑色の市町村の意見聴取、青色の都市計画案の公告・縦覧を行いました。そして、本日、赤枠の都市計画審議会で御審議いただきます。

原案が承認されましたら黄色の都市計画の決定、灰色の告示・縦覧の手続きを行う予定としております。

最後の19枚目のスライドを御覧ください。先ほどの流れに従い、手続きを行った日付を示しています。

6月28日から30日に開催した説明会は、市町の広報などで呼びかけを行った結果、参加者は104名でした。

事業に向けての詳細についての質問が多かったのですが、バイパスによる分断の影響を少なくするため、アンダーパスや交差点を増やして欲しいという意見がありました。これについては、事業主体となる国土交通省が今後の測量や調査、詳細設計の進捗に併せて行う説明会時に整理して説明を行う予定です。

その後、8月24日に横手市と美郷町に意見聴取を行い、市町の都市計画審議会を経た上で、それぞれ10月3日、10月10日に異存なしと回答をいただいております。

10月13日から10月27日までの縦覧期間の縦覧者は3名で、意見提出はありませんでした。事務局からの説明は以上です。委員の皆様、御審議くださいますようお願いいたします。

#### 山口会長

はいありがとうございました。

それではただいまの説明に関しまして、御意見や御質問あるいはコメントでも構いませんが、皆様の方から出していただければと思います。いかがでしょうか。

それではまず私から1点目、今説明していただいたスライドの4枚目で、変更前、変更後とありますね。

変更前の幅員が28m、変更後は25.75mということになっていて。これは代表幅員だという説明がありました。おそらく28mそのまま残すところもあれば、25.75mに、より広くするところや新設するところがあるのだろうと理解したのですが、代表幅員の意味について少し説明をお願いします。

#### 鈴木幹事

こちらは位置図になりますが、代表幅員は路線の最大延長の幅員を取ることとしております。

これまでは婦気交差点から石町交差点までが28mと、一番長い延長となっていたため、代表幅員は28mでした。

変更後は、石町交差点から新しい終点の榊柳交差点までの区間の幅員25.75mが最大延長となるため、代表幅員も25.75mに変更となります。

#### 山口会長

一番長いところが代表幅員となるため、28mから25.75mに一見狭くなったように見えるということですね。

#### 鈴木幹事

はい、そのとおりです。

#### 山口会長

ありがとうございます。

皆様の中からはいかがでしょうか。はい、木元委員お願いします。

#### 木元委員

スライドの16ページ目のバイパス区間について、ここは現在の道路の改良ではなくバイパスを設けるということで、その理由についていろいろあると思いますが、簡単に説明をお願いします。

**鈴木幹事**

はい、こちらのバイパス区間につきましては、現道の両脇に人家がたくさんある、人家連たん地区となっております。

こちらについて、現道の改良を行っていくとした場合には、人家等の移転が発生してまいります。

この場合、道路ができてこの地域のコミュニティーは失われてしまうのではないかと、いうことを懸念しまして、こちらの人家連たん地区は残しつつ、バイパスを通ず計画としております。

**木元委員**

当然のことながら、道路敷地の用地費用等、あるいは人家の移転費用等を総合的に考慮した結果、要するに経済的な観点も考慮したということによろしいのでしょうか。

**鈴木幹事**

はい、もちろんそういった経済的観点も考慮した結果となっております。

**木元委員**

はい、どうもありがとうございます。

**山口会長**

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

谷川原委員お願いします。

**谷川原委員**

計画の予定なのですけれども、12月下旬に決定告示があつて、現実的な話、この計画道路は、いつごろ事業化されるのでしょうか。それともまた机上のことになるのでしょうか。それがいつも心配なのですけれど。

**鈴木幹事**

これについては、これまで国土交通省さんで、事業を開始するに当たっての計画段階評価というものを令和2年から3年4年と実施してきております。今回はそれに合わせた都市計画変更でございますので、都市計画変更をしたけれども事業が始まってこないということは、おそらくなく、事業は実施されていくものと考えております。

**高野幹事**

正確な事業着手時期はまだ決定していないため明言できませんが、国土交通省さんの方で段階的に手続を進めてきており、今年度は事業化の前の都市計画決定をするための調査を実施している段階でございます。

事業化されるのは予算化されたときということになりますので、現時点では未確定ですが、委員御心配のように、長期未着手というような形にはならないものと考えております。

**谷川原委員**

冬の時期にものすごく渋滞して、走行が困難な状態になっていますよね。

今回、一番解消したいところはこちらなのでしょうけれども、このような場合、県としても直接陳情とかに行かれていますものなのではないでしょうか。

**高野幹事**

県としましても、こちらの道路だけではございませんが、やはり直轄国道というのは主要幹線道路でありますので、国の方に高速道路等の要望と併せて要望しているところでございます。

**山口会長**

関連して、こちらは直轄道路という話ですが、そうすると事業主体は国になるわけですか。

**鈴木幹事**

はい、事業を行うこととなった際には直轄である国土交通省さんが事業を行っていくこととなります。

**山口会長**

こちら、仮にこのまま進むと、都市計画の変更で計画決定され、その後、通常と同じように事業認可っていう段階が1回入るわけですよ。

**鈴木幹事**

こちらは都市計画事業ではなく、道路事業という形で進められていきますので、都市計画法に基づく都市計画事業認可という形は採らない予定です。

**山口会長**

これは直轄事業だからという意味ですか。

**鈴木幹事**

都市計画街路事業ではなくて道路事業だからということになります。

**山口会長**

はいわかりました、ありがとうございます。

他に皆様の中でいかがでしょうか。

はい、三浦委員お願いします。

**三浦委員**

同じく16ページのバイパス区間の件について、参考までに分かればいいのですが、この三貫堰交差点から榊柳交差点にかけての現道の国道13号に、現在一日に何台ぐらいの交通量があるのか。

それから仮にバイパスが開通したときに、この旧道になる国道13号の交通量がどのぐらい減少するのか。

また、この現在の国道13号には、例えば小学校とか中学校とかの通学路が含まれているのかどうか。

例えば、秋田市の下浜にもバイパスができましたよね。あれができてから、ほとんどの車はバイパスを通り、旧道の国道7号を通る車はほとんどなくなりました。あそこは通学路でもあったので、以前は非常に危ないなと思って見ていましたが、そういった心配も今ではほとんどなくなったかと思います。このバイパスも、作ることによってそういった不安とか危険とかも解消できるものなのか。

分かる範囲で結構ですので、もしわかりましたら教えてください。

**鈴木幹事**

現在の交通量と通学路については、申し訳ありませんが現在手元に資料がございません。

将来、令和22年の交通量ですと、バイパスの方の1日あたりの交通量が18,600台となっております。

安全性についてですが、現在の道路の交通がバイパスの方に転換されていきますので、現在の道路の交通量が減り、安全性は向上すると見込んでおります。



**山口会長**

はいありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
はい、児玉委員お願いします。

**児玉委員**

2点ほどありますが、まずは1点目。

走行の快適性確保を目的に計画変更するとのことで、その中で秋田道の通行止めについて触れていましたが、秋田道の通行止めは、冬がほとんどだとは思いますが、頻度が年間何回程度なのか、また、こういった理由によるものなのか、この辺について少しお知らせください。

**鈴木幹事**

通行止めの頻度・回数等については、申し訳ありませんが把握しておりません。

ただ、通行止めの理由としては、皆さんも御存じかと思いますが、吹雪等により視界の確保ができなかったりとか、そういったことが理由となることが多いと考えております。

**児玉委員**

多分冬が特に多いかと思いますが、そういった意味でバイパス区間について、新しく水田の中を通るような形になると思いますが、地吹雪とかそういった対策とかもとられるのか、そこら辺はどうなっていますか。

**鈴木幹事**

これについては、今回都市計画変更を行って事業化されていけば、その事業の中で国土交通省さんがそういったところも調査されていくものと考えております。

**児玉委員**

もう1点、バイパス区間について、先ほど旧道の拡幅よりも新しく水田にバイパスを通した方がトータルの費用で安くなるだろうというお話がありましたが、例えば消失する水田の面積とかそのあたりも計算等されているものなのでしょうか。

**鈴木幹事**

今回計画変更を諮っているのは道路の上幅についてでして、法面、すなわち道路に付く土羽等については、これから詳細設計を行っていく段階で決定されます。ですので、現段階で詳細な面積等は出ておりません。

ただ、計画段階評価でも全体事業費は示されておりますので、おおむねこのくらいだろうというのは加味された計画になっていると考えております。

**児玉委員**

はい、わかりました。

いずれ、地元ではこの計画についてかなり要望が出されておりましたので、スムーズに進むことを願っております。よろしくお願いします。

**山口会長**

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

バイパスの話が出ましたので、農地に隣接して道路が幾つか通っていますが、この道路からバイパスに乗り入れることができるというふうに普通は考えるものなのでしょうか。断面的な話で。それとも盛土みたいなことをして、乗り入れることができないものなのでしょうか。

**鈴木幹事**

こちらの工事においては、農道からバイパスについては、脇に側道を設けて対応していく計画と聞いております。

**山口会長**

南北方向は国道でいいとして、東西方向についてアンダーパスを設けてくれとかそういう話が出たってということなのですかね。

**鈴木幹事**

説明会でそういった御意見が出てきたということです。

**山口会長**

そういうことなのですね。ありがとうございます。  
他にいかがでしょうか。  
はい、相沢委員お願いします。

**相沢委員**

住民説明会に104名参加されて、アンダーパスがあったらいいなという御意見もあったというふうに御説明いただきましたが、事業に巻き込まれるだとか、心配事がある、懸念があるというような反対意見、否定的な意見というのはございましたでしょうか。

**鈴木幹事**

事業がいつから始まるのだとか、田んぼの用水排水がどうなるのだとか、そういった詳細なところに関する御意見が一番多くございました。そこについてはこれから詳細設計を行っていく過程で説明していきますというような回答をさせていただいております。  
他には、やはり先にお話したように、交差点やアンダーパス等を設けることにより、バイパスを横断できるようにしてほしいというような要望に関する御意見がございました。

**相沢委員**

わかりました。ありがとうございました。

**山口会長**

今伺ったお話ですと、基本的には了解するけれども、細かな調整事項でいろいろ要望があるというような、住民説明会の概要だったと理解してよろしいわけですね。

**鈴木幹事**

はい。そうです。

**山口会長**

そもそも基本的におかしいとか、そういう話はなかったと。

**鈴木幹事**

はい。バイパスが田んぼを分断するので、そういった点で心配だという御意見でした。

**山口会長**

他にいかがでしょうか。

【特になし】

**山口会長**

おおむね皆さん理解が深まったと。

それではここまでとして、結果についてお諮りするという段階に入ってよろしいですか。

【一同うなずく】

**山口会長**

はいありがとうございます。それでは議案第1号についてお諮りします。

この議案第1号について原案どおり承認することに御異議ございませんか。

【異議なしの声】

**山口会長**

はいありがとうございます。

御異議ないものと認めて、原案のとおり承認することに本委員会として決定いたします。

今回は1件のみですので、以上をもちまして本日の議題、議事の審議は終了とします。

その他事務局から何かございますか。

**鈴木幹事**

他にはございません。

**山口会長**

それでは、進行を事務局にお返しします。

**佐藤幹事**

委員の皆様方、御審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、第186回の審議会を閉じることいたします。